

新潟県拡声機による暴騒音の規制に関する条例等の制定について(例規通達)

平成6年4月15日

本部(備二)第31号

[沿革] 平成16年3月本部(機改)第19号、19年4月本部(備一)第28号、令和7年5月本部(刑総)第35号改正

この度、新潟県拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成6年新潟県条例第32号。以下「条例」という。)及び新潟県拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則(平成6年新潟県公安委員会規則第5号。以下「規則」という。)が制定され、平成6年5月1日から施行されることとなったので、次の事項に留意し、運用上誤りのないようになされたい。

記

第1 条例制定の趣旨

近年、拡声機の性能が向上したのに伴い、大音量による街頭宣伝活動が可能となり、一部右翼団体等の拡声機を使用した暴力的な騒音が、県民の日常生活を脅かし、通常社会経済活動に重大な支障を及ぼすなど地域の平穏を害しており、大きな社会問題となっているところから、拡声機の使用によるこれらの暴騒音を規制し、地域の平穏を保持するために制定されたものである。

第2 条例の概要

1 目的(第1条)

本条は、条例制定の趣旨を踏まえて、「拡声機による暴力的な騒音が、県民の日常生活を脅かすとともに、通常社会経済活動に重大な支障を及ぼすことに鑑み、拡声機の使用について必要な規制を行うことにより、地域の平穏を保持し、もって公共の福祉の確保に資する」ことを目的として規定したものである。

2 適用上の注意(第2条)

この条例を適用するに当たっては、憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制約してはならない旨を適用上の注意として確認的に規定したものである。

3 適用除外(第3条)

適用除外項目は、公共的性格の強い拡声機の使用形態等を類型化し、第1号から第7号に、それぞれの社会的有用性に着目し、地域の人達が容認できるものを判断基準として規定したものである。

第8号の「公安委員会規則で定める拡声機の使用」は、将来、適用を除外する必要があるものが生じた場合等情勢の変化に的確に対応できるように設けられたもので、現段階においては本号に規定するものはない。

4 拡声機による暴騒音の禁止(第4条)

拡声機により暴騒音を生じさせる行為を禁止するもので、ここにいう「暴騒音」とは、音を生じさせる装置、つまりスピーカーから10メートル以上離れた地点で測定したものとした場合における音量が85デシベルを超えることとなる音と規定している。

85デシベルという数値は、音に対する人の受忍限度に着目したものであり、これを超える音量は人の身体の安全、業務の円滑な遂行等に著しい支障を及ぼすおそれがあるとして、規制基準としたものである。

5 停止命令（第5条）

(1) 第1項は、第4条の規定に違反して暴騒音を生じさせている者に対し、警察官が行政措置として当該違反行為を停止することを命ずることができるとしたものである。

この命令は、拡声機の音量を85デシベル以下に下げることが命ずるものであり、拡声機の使用停止を命ずるものでない。

また、命令に従い、音量を下げた場合には処罰の対象とはならない。

しかし、この停止命令に従わず、なおも暴騒音を生じさせた場合には、「停止命令違反」となり、第11条第1項第1号によって処罰されることとなる。

(2) 第2項は、第1項の規定による停止命令を受けた者が更に反復して違反行為をしたときは、警察署長が行政措置としてその者に対し、拡声機の使用を停止することを命ずることができるとしたものである。

この命令は、地域の平穏を確保するために必要最小限の合理的かつ妥当な範囲で拡声機の使用を停止するもので、24時間を超えない範囲内で時間を定め、かつ、区域を指定して行うものである。

この命令に従い、拡声機を使用しなければ処罰の対象とはならない。

しかし、使用停止命令に従わず、なおも拡声機を使用した場合には、「使用停止命令違反」となり、第11条第1項第2号によって処罰されることとなる。

6 拡声機の同時使用に対する勧告及び移動命令（第6条）

(1) 第1項は、2以上の者が近接した場所において、それぞれが拡声機を使用している場合で、その音量が複合して「暴騒音」となっている場合、それぞれの拡声機の使用が第4条の規定に違反しているかどうかは明確でないとき、警察官が2以上の者に対し、音量を下げる等必要な措置を勧告することができるとしたものである。

必要な措置とは、例えば、複合して暴騒音とならないよう両者を離れさせる、音量のボリュームを下げさせることなどの措置であり、停止命令と同様、拡声機の使用停止を命ずるものでない。

(2) 第2項は、第1項の規定による勧告を受けた者がその場所にとどまり、かつ、引き続き「暴騒音」が生じているときは、警察官が行政措置として、これらの者に対し、当該暴騒音の発生を防止するためにその場所から移動することを命ずることができるとしたものである。

この命令に従い、その場所から移動した場合には処罰の対象とはならない。

しかし、移動命令に従わず、その場所から移動しない場合には、「移動命令違反」となり、第11条第1項第3号によって処罰されることとなる。

7 拡声機の使用を要求し、又は依頼する者等の義務（第7条）

何人も、他人に対し、拡声機の使用を要求し、若しくは依頼するとき又は自己の管理に係る拡声機を使用させるときは、その者にこの条例に規定する事項を遵守さ

せるよう努めなければならないとしたものである。

実行行為者だけでなく、全ての者に対する義務を規定することにより、暴騒音の発生を抑止するものである。

8 拡声機の使用を要求し、又は依頼した者等に対する勧告（第8条）

第4条の規定に違反する行為が行われた場合、当該違反行為をした者に対し、当該違反行為に係る拡声機の使用を要求し、若しくは依頼した者又は自己の管理に係る拡声機を当該違反行為に使用させた者があるときは、警察署長がこれらの者に対し、拡声機を使用する者が拡声機の使用に関し違反行為をすることを防止するために必要な措置を勧告することができるとしたものである。

違反行為を防止するために必要な措置とは、例えば、拡声機使用者に対し暴騒音を生じさせることのないよう拡声機の使用方法について指導する、違反行為を繰り返す者に対して今後の拡声機使用を要求しない、又は拡声機を貸与しないなどの措置である。

9 立入調査等（第9条）

(1) 第1項は、警察官が拡声機が所在すると認められる場所へ立ち入って、拡声機その他必要な物件を調査し、又は関係者に質問することができるとしたものである。

これは第5条第1項の規定による停止命令又は第6条の規定による勧告及び移動命令を行うに当たって、これらの命令や勧告の対象者の特定、暴騒音を発している機器、すなわち音源等を調査し、誰が違反行為をしているのか正確に確認する必要があるため、警察官が行政措置として必要かつ合理的な範囲に限って、立入り、調査及び質問をすることができるとしたものである。

この立入り又は調査を拒否した場合は、「立入拒否違反」として、第11条第2項によって処罰されるが、質問拒否は処罰の対象とはならない。

(2) 第2項は、第5条第2項の規定による「使用停止命令」を行うに当たって、命令の対象者の特定、暴騒音を発している機器、すなわち音源等を調査し、誰が停止命令に違反しているのか正確に確認する必要があるため、警察署長が行政措置として必要かつ合理的な範囲に限って、警察官を立入らせ、調査又は質問をさせることができるとしたものである。

この立入り又は調査を拒否した場合は、第1項同様「立入拒否違反」として、第11条第2項によって処罰されるが、質問拒否は処罰対象とはならない。

(3) 第3項は、立入調査等を行う警察官に身分を示す証明書の携帯、提示義務を規定したものである。

(4) 第4項は、立入調査等の権限は行政措置として行われるもので、犯罪捜査のために行使してはならないことを確認的に規定したものである。

10 委任（第10条）

この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定めることを規定したものである。

11 罰則（第11条）

(1) 次のいずれかに該当する者に対して、6月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金

に処することとしたものである。

ア 第5条第1項の停止命令に従わなかった者

イ 第5条第2項の使用停止命令に従わなかった者

ウ 第6条第2項の移動命令に従わなかった者

(2) 第2項では、第9条第1項又は第2項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者に対して、10万円以下の罰金に処することとしたものである。

第3 規則の概要

1 趣旨（第1条）

条例の施行に関し、条例の委任を受け、必要な事項を定めるという趣旨を規定したものである。

2 身分を示す証明書（第2条）

条例第9条第3項の規定による立入調査等を行う警察官の身分を示す証明書については、警察手帳と規定したものである。

第4 運用上の基本方針

1 人の身体、安全、業務の円滑な遂行等に支障を及ぼし、地域の平穏を害するような拡声機の使用に対しては、条例を積極的に適用して、暴騒音の発生防止に努めるものとする。

2 本条例の規制対象は、暴力的な騒音を発する拡声機の使用であり、一般県民の理解と支持を得る方法で、健全な常識の範囲内で行われる「通常の社会経済活動」に伴う拡声機の使用については対象としない。

第5 運用要領等

1 条例に基づく運用要領等については、警備部長が別途通達するところによるものとする。

2 条例に関する事務は、警備第一課において処理するものとする。

第6 運用上の留意事項

1 拡声機の使用を規制することは、日本国憲法が保障する言論・表現の自由をはじめとする基本的人権との関わりが深く、県民の関心も高いことから、条例の適用に当たっては、制定の趣旨、第1条の目的及び第2条の適用上の注意を十分踏まえ、適正かつ妥当な運用に努めること。

2 条例の適用が予想される場合は、事前に警備第一課長に報告し、その運用について協議すること。

第7 教養、訓練の徹底

条例の適正かつ効果的な取締りを行うため、条例制定の趣旨、解釈、取締要領や取締資器材の活用方策等について教養訓練を徹底するものとする。